

都市税財源の充実確保に関する提言・重点要望

地域主権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じるよう提言し、要望する。

また、国の平成 22 年度予算については、都市自治体の予算編成に支障がないよう年内に編成するよう求める。

1. 地方交付税の復元・増額及び法定率の引上げ

(1) これまでの地方交付税の大幅な削減によって財源調整・財源保障機能が低下し、地域間格差を招き、必要とされる事業の実施も困難となっている。そこで、地方交付税の有するこれらの機能を回復し、強化するため、地方交付税を復元するとともに、増大する財政需要を的確に反映し、その増額を図ること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を目指すとともに、その総額を確保し、併せて、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

(2) 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や道路・橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、都市自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。

(3) 地方自治体の固有財源である地方交付税が、国の裁量により一方的に削減されることがないように、安定的な地方財政を保障する観点から、国から恩恵的に与えられたものではないことを明確化するため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

2. 地方税等自主財源の充実強化

(1) 税制改革は、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

(2) 今後、地域の実情に基づき都市自治体が主体的な判断によって行う生活、福祉、教育サービスや社会基盤施設の維持・改修等に係る経費がますます増大することが見込まれる。

については、税制改革を実施するに当たっては、都市自治体がこれらの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう自主一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築すること。

- (3) 自動車関係諸税の暫定税率については、極めて厳しい地方財政の状況、道路整備などの財政需要及び地球温暖化対策などの観点から、代替財源を示すことなく安易に廃止することがあってはならないこと。

なお、暫定税率の見直しに関連し、いわゆる環境税の検討に際しては、都市自治体の環境施策に果たす役割や財政負担を十分勘案し、地方税としての検討も行うこと。

- (4) 地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源である。そのため、たばこ税の税率の見直しの際には、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合1：1を堅持する等、地方税が増収となるよう措置をすること。

- (5) 地方税の課税主体は地方自治体であることから、政府税制調査会での税制改正の検討に当たっては、地方が主体的に制度設計に参画する仕組みを構築すること。

3. 公債費負担の軽減と資金調達の円滑化

- (1) 公的資金の繰上償還については、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成21年度までの補償金免除繰上償還措置を延長するとともに、対象要件の緩和・拡大を図ること。

- (2) 非居住者等の受け取る地方公共団体金融機関が発行する振替債等の利子に係る非課税制度を創設すること。

- (3) 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化を図ること。

4. 自由度を高める国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の廃止と一括交付金の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないように、その総額確保方策や配分方法とともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。

5. 直轄事業負担金制度等の改革

国直轄事業負担金については、維持管理費負担金の速やかな廃止などの改善を図るとともに、都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部転嫁されている国直轄事業負担金についても、事前協議の充実等の手続き面の改善だけでなく、都道府県と市町村との役割分担の基本に沿った見直しを行うこと。

また、国直轄事業負担金を廃止する場合においては、必要な事業は確実に実施できるよう財源を確保するとともに、都道府県事業に対する都市負担金制度についても、必要な事業の財源を確保したうえ、これを廃止すること。

6. 地域雇用・経済対策や子育て少子化対策に係る交付金等の継続的な措置

平成20年度以降の補正予算等により、臨時・緊急的な措置として講じられた交付金事業等のうち、地域雇用・経済対策や妊産婦健診・出産一時金の拡大等の子育て少子化対策などとして実施され定着している事業については、一過性のものとする事なく、継続的な財政措置を講じること。